⑮　その他工事（大工工事､左官工事､とび・土工・コンクリート工事、石工事、屋根工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、しゅんせつ工事、板金工事、ガラス工事、さく井工事、鉄筋工事、ＰＣ橋梁工事）

（建設コンサルタント等業務）

建設コンサルタント等業務の業種区分は、次に掲げるとおりとする。

①　測量
②　土質調査
③　建築設計
④　建築・工事監理
⑤　土木設計
⑥　土木・工事監理
⑦　補償
⑧　調査

2　申請の時期及び場所

随時、申請者（申請者が経常建設共同企業体である場合においては、代表者。以下同じ。)の本店所在地（日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。)の区分に応じ、別記２に掲げる提出場所において申請書類の郵送又は持参による申請を受け付ける。

申請者が国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）が適用される調達契約についての一般競争又は指名競争に参加しようとする場合においては、建設工事についての一般競争入札方式に係る競争参加資格確認申請書又は建設コンサルタント等業務についての公募型プロポーザル方式又は公募型競争入札方式に係る参加表明書を提出したときに限り、当該競争参加資格確認申請書又は参加表明書を提出した支社等（本社、各支社及び各地域支社をいう。以下同じ。)の別記２に掲げる提出場所等においても申請を受け付ける。

なお、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始は受付を行わない。

3　申請の方法

⑴　申請書の入手方法

「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事)」及び「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・土質調査・建設コンサルタント等業務)」(以下「申請書」という。)は別記１に掲げる場所において、一般競争（指名競争）参加資格を得ようとする者に有料にて交付する。また、別記１①、⑥、⑦及び⑧に掲げる場所においては、郵送により交付を取り扱う。

なお、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始は受付を行わない。

⑵　申請書の提出方法

申請者は、申請書に次に掲げる書類を添付し､「競争参加資格認定通知書」を送付するための郵便切手を貼った機構指定の封筒とともに提出すること。

なお、郵送による場合は、受付通知票に返信先（本店住所及び商号又は名称)を記入し、返信用切手を貼った上で提出すること。

申請書、添付書類の提出部数については、申請しようとする地区の数にかかわらず、それぞれ１部とする。

（建設工事）

①　営業所一覧表
②　申請者が経常建設共同企業体である場合においては、共同企業体協定書の写し及び共同企業体等調書
③　建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。)第21条の４に規定する総合評定値通知書の写し
④　業態調書
⑤　国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第９号書式（その３)、別紙第９号書式（その３の２)、別紙第９号書式（その３の３）のいずれか
⑥　申請者が、その設立から５（建設工事）⑵①に規定する主観的事項の審査基準日の前日までの期間が24箇月以上の協業組合（中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）による協業組合をいう。以下同じ。)又は企業組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）による企業組合をいう。以下同じ。)であって、前回の主観的事項の審査基準日以降に新たに組合員の加入があったものであるときは、当該新規加入の組合員の住所、電話番号、商号又は名称、代表者氏名及び加入年月日を記載した書類
⑦　申請者が、その設立から５（建設工事）⑵①に規定する主観的事項の審査基準日の前日までの期間が24箇月に満たない協業組合又は企業組合であるときは、各組合員の住所、電話番号、商号又は名称及び代表者氏名を記載した書類
⑧　申請者が、③に掲げる書類に記載されている一の年間平均完成工事高を二以上の登録を希望する工事種別に分割して申請するとき、及び③に掲げる書類に記載されている二以上の年間平均完成工事高の登録を希望する一の工事種別に合算して申請するときは、工事分割内訳表
⑨　行政書士等の代理申請の場合は委任状

〔注〕

⑷　申請者が経常建設共同企業体であるときは、その構成員に係る③に掲げる書類を当該経常建設共同企業体に係る書類とともに提出すること。
⑹　申請者が一般社団法人等（一般社団法人および一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号)、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）の規定に基づく一般社団法人若しくは一般財団法人、公益社団法人若しくは公益財団法人又は特例民間法人をいう。以下同じ。)であるときは、①に掲げる書類、⑧に掲げる書類に準ずる書類、規則第19条の７第２項の経営規模等評価申請書に準ずる書類、規則第19条の４第１項各号に掲げる書類に準ずる書類及び規則第19条の８第１項に掲げる書類に準ずる書類並びに定款又は寄附行為を提出すること。
⑻　申請者がその他工事のみにつき一般競争（指名競争）に参加を希望する者（一般社団法人等を除く。)であって、建設業法第３条の規定による許可を受けていないものであるときは、規則第19条の７第２項の経営規模等評価申請書に準ずる書類及び規則第19条の４第１項各号に掲げる書類に準ずる書類を提出すること。この場合において、申請者が法人であるときは登記事項証明書又は商業登記簿謄本の写しを提出すること。
⑽　申請者が事業協同組合（中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合で、建設業法第３条の規定による許可を受け、かつ、中小企業庁の官公需適格組合の証明を受けているものをいう。以下同じ。)の総合点数の算定方法に関する特例の適用を希望する旨の申出をする事業協同組合であるときは、審査対象者の住所、電話番号、商号又は名称並びに代表者及び役員の氏名を記載した書類、役員名簿、組合員名簿並びに共同企業体等調書を当該事業協同組合に係る①から⑧までに掲げる書類とともに提出すること。この場合において、審査対象者のうちに一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請をしていない者があるときは、当該審査対象者に係る③に掲げる書類を併せて提出すること。
⑿　別記２の区分による同一地区において、同一工事種別内での単体企業と当該企業を構成員とする経常建設共同企業体との同時登録は認めない。

（建設コンサルタント等業務）

①　測量等実績調書
②　技術者経歴書
③　営業所一覧表
④　申請者が法人であるときは、登記事項証明書又は商業登記簿謄本の写し
⑤　営業に関し、法律上必要とする登録証明書等又はその写し
⑥　申請者が法人であるときは、５（建設コンサルタント等業務）⑴に規定する審査基準日の直前１年の各事業（営業）年度の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書及び注記表、個人であるときは、５（建設コンサルタント等業務）⑴に規定する審査基準日の直前１年の各事業（営業）年度の貸借対照表及び損益計算書
⑦　国税通則法施行規則別紙第９号書式（その３)、別紙第９号書式（その３の２)、第９号書式（その３の３）のいずれか
⑧　行政書士等の代理申請の場合は委任状

〔注〕

⑷　申請者が一般社団法人等であるときは、①から③及び⑤に掲げる書類、⑥に掲げる書類に準ずる書類並びに定款又は寄附行為を提出すること。